

## 第3回 川口市障害者福祉計画等策定委員会

### 議事録

開催日時：平成26年10月31日（金）

午後2時から

開催場所：川口市役所 第2庁舎 地下第1会議室・第2会議室

#### ■出席委員

木下委員（委員長）、榎本委員（副委員長）、新谷委員、和田委員、関根委員、加藤委員、西村委員、井出委員、小巻委員、松本委員、山崎委員、吉田委員、千葉委員、高野委員、

#### ■欠席委員

島袋委員、高橋委員

#### ■配付資料

資料1：次第

資料2：川口市障害者自立支援福祉計画に関するアンケート結果報告書

資料3：重点的な取り組み等

資料4：第3期自立支援福祉計画

資料5：概要版第3期自立支援福祉計画

---

## 1 開 会

---

#### ○事務局

大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第3回川口市障害者福祉計画等策定委員会を開催いたします。なお本日、委員長は急用により遅れるとの連絡がありましたので、開会に先立ちまして、まず、榎本副委員長よりごあいさつをお願いいたします。

#### ○副委員長

本日は委員長が少し遅れるということですので、私の方からごあいさつをさせていただきます。現在、川口市の子ども分野において、子ども・子育てを巡る課題を解決することを目的とした子ども・子育て会議が開催されています。ちょうど本委員会と同じように調査を行い、これからパブリックコメントを実施し、今後の保育所の整備を見込んだ計画を作るということで作業が進められているところであります。そちらの会議もやはり当事者の意見を反映するという一方で、一般市民も含め、事業者や当事者の方が参加する仕組みになっております。この会議自体、予定では今回を含めてあと3回ということで後半に入るわけでありまして、限られた時間ではありますが、この委員会を通じてさまざまな視点の意見を反映させられればと思っておりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思っております。本日はよろしくをお願いいたします。

---

## 2 議 題

---

### (1) 障害者等アンケートの結果について

---

#### ○事務局

ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。本日、委員長不在のため、策定委員会要綱第5条第3項により、榎本副委員長に議長をお願いいたします。また島袋委員、高橋委員から欠席の連絡をいただいております。出席は現在13名でございます。過半数以上の委員の出席が認められますので、この会議は成立していることをご報告いたします。また、本日傍聴希望者はありませんでした。それでは副委員長、議事進行をよろしくをお願いいたします。

#### ○副委員長

それでは、議題に沿って議事を進行したいと思います。議題「(1)障害者等アンケートの結果について」を事務局からご説明をお願いいたします。

#### ○事務局

まず、資料の確認をさせていただきます。まず1点目は本日お配りしました、右上に資料1と書かせていただいております次第がございます。2点目は事前にお送りしていますアンケートの結果報告書。3点目がこちら事前にお送りしております、重点的な取り組み等という資料3。加えて、第1回策定委員会でお配りした第3期自立支援福祉計画の冊子。同じく概要版の冊子。さらに、本日追加資料といたしまして、川口市成年後見センターという青色の資料。そして成年後見制度普及啓発セミナーという黄色い用紙をお配りしております。不足等がございましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。それでは、アンケート結果につきましては、集計を行いました委託業者の株式会社地域計画連合よりご説明いたします。

#### ○事務局（コンサルタント）

地域計画連合の相羽と申します。よろしくお願いいたします。皆様のお手元にある川口市障害者自立支援福祉計画に関するアンケート調査報告書の内容について説明させていただきます。全てを説明しようとするとかなり時間がかかりますので、要点をピックアップしてお話させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、47ページをご覧ください。こちらは障害者の皆様のアンケートの部分となりますが、まず、健康面でのお話から始めていきたいと思っております。健康面で障害者の皆さんの心配ごとについて伺ったところ、「肥満・運動不足が30.1%」といった結果でございました。

次に50ページの間17で、市の住宅施策に関して今後望むことはなんですかという問いについては、「ケア付き住宅やグループホーム等の整備が31.2%」で最も多くなっております。

次に52ページ。福祉サービスに関する情報をどこから入手していますかという問いについては、最も多いのが「家族・親戚・友人・知人で37.8%」。2番目に多いのは、「市の広報紙やパンフレット等」、3番目が「テレビ等」となっています。

次に55ページ。全体の生活で困っていることはなんですかという問いについては、「将来にわたる生活の場、住居または施設があるかどうか」が30.5%で最も多くなっています。2番目に多い

回答は「自分の健康や体力に自信がない」、3番目は「特に困っていること、不満に思うことはない」となっております。

次に59ページ。障害者への市民の理解度についてお尋ねしました。その結果につきましては、障害の種類によって大きく異なっておりまして、同ページのグラフをご覧ください。「理解している・ある程度理解している」と回答した人の割合は多い方から、身体・知的・精神・難病・発達障害・高次脳機能障害となっています。

次に64ページ。虐待されたことがありますかという問いについては、「ある」と回答した方に関しては10.9%となっております。では、どのような場所で虐待されたかという問いについては、「家庭」が47.5%、「職場」で21.3%、「教育の場」で13.8%の順となっております。具体的にどんな虐待されましたかという問いについては、「暴言を吐かれたり、拒絶・無視された」という項目が最も多くなっています。

次に69ページ。差別や偏見で嫌な思いをしたことがありますかという問いについては、「時々感じる」が32.1%、「ほとんど感じたことがない」が32.0%の順となっております。具体的にどのような部分で感じているかという問いについては、「外に出掛けた時の人の視線、じろじろ見られる」が61.9%となっており、次いで、電車など公共交通機関を使ったらそのような思いをしたという回答が多くなっております。

次に74ページ。相談をするためにはどのようなことが必要ですかという問いについては、「信頼のおける相談者がいる」が46.3%となっており、2位、3位は74ページのグラフの通りとなっております。

次に83ページのお仕事について。収入は何ですかという問いについては、「年金」が49%、次いで「収入がない」が22.3%となっています。85ページにて、あなたは今働いていますかという問いについては、「働かないで家にいる」が42.2%と最も多くなっているのが特徴です。働かない理由については、87ページの通り、「病気・障害等の治療中」が44.8%と、「仕事をする必要がない」が42.3%でほぼ同率となっています。

次に108ページの福祉サービスの利用意向について。ここでは26のサービスにつきまして、現在利用しているかと今後利用したいかを質問しています。アンケート報告書の中の表で赤い丸が付いているのが特徴的な部分です。「現在利用していないが今後は利用したい」で割合が比較的高いサービスが、「居宅介護」「短期入所」「相談支援」「移動支援」「障害者就労支援センター」となっています。

次に113ページ。川口市にとって障害者が過ごしやすいところかどうかという問いについては、「どちらとも言えない」が30.9%と最も多くなっておりまして、2番目が「住みやすい」となっております。

次に119ページ以降は災害に関する設問となります。一人で避難できると思いますかという問いについては、「できると思うが自信がない」が42.6%となっております。次に121ページ。地域における災害の備えは何かという問いについて、「日頃のあいさつ、声掛けや付き合い」が最も多くなっています。127ページの間39の、災害時にどこに避難すればよいか御存じですかという問いについては、「知らない」という方が約半数になっているのが特徴です。次に131ページ。川口市要援護者登録制度というものがありますが、それについて利用したいと思いますかという問いについては、「登録して利用したい」が38.9%と最も多くなっております。

次に138ページからは親族の介護者についての結果となっております。介護者がどのような方

かということで見ていただきたいのですが、年齢としては40歳から50歳代が36.7%となっております。次に140ページの性別については、「女性」が64.5%となっております。介護をする方の就労状況については141ページの問46の通り、もともと就労していないというのが最も多くなっているのが特徴です。145ページで介護・介助をしている時に、強くしかったり叩いたりすることがありますかという問いについては、介助者ご本人に虐待をしていますかと直接お聞きしてもなかなか答えづらいので質問を工夫しております。そうしたことはないという方が53.4%と多くなっていますが、したことがあるが23.2%となっているのが特徴と思っております。次に157ページ、介助者の立場として、今後本人の生活の場所をどのようにしたいですかという問いについては、自宅が最も多いのですが、2番目に入所で23.6%、次いでグループホーム等が18.2%となっております。

以上が障害者ご本人のアンケート結果についての説明であります。

次に162ページからは関係団体の皆様に回答頂いたアンケート結果についても若干説明をしていきたいと思います。

162ページ。障害がある人が相談しやすい体制をつくるために何が必要かという問いについて、信頼できる相談者がいることが78.3%と最も多くなっております。

次に163ページの問2。障害がある方が働くためには何が必要かという問いについて、企業主や職場の仲間の理解があることが73%と最も多くなっております。

次に164ページ。障害がある人が地域や社会に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要かという問いについて、地域や社会に参加しやすいように配慮することが65.2%と最も多くなっております。

165ページ。障害がある方にとって暮らしやすいまちづくりのために何が必要かという問いについて、入所施設やグループホーム等の整備が65.2%と多くなっております。

167ページ。虐待を見たことがありますかという問いについて、見たことがないという方が多いのですが、見たことがあるという団体様も26.1%となっています。具体的にどのようなものを見たかという問いについては、暴言を吐いたり拒絶したりする心理的虐待が50.0%となっております。

最後に事業者に対するアンケート結果ですが、1か所だけ説明させていただきたいと思っております。

178ページ。経営状況に関して何が課題ですかという問いについて、高度なスキルを持った人材の確保ということが72.7%と多くなっております。また、179ページ、経営していく上で利用者の関係や契約等についての問題がないことが47.7%となっております。

アンケート結果の説明は以上となります。

## ○事務局

ここからは、事務局として見させていただいたアンケートについての反省・解説・所感です。簡単に説明させていただきたいと思っております。

今回のアンケートについては、対象者とした市民の方は1,800人としておりますが、有効回答者数は735名ということで40.8%程度にとどまってしまいました。以前のアンケートに比べると母数を大きくしたところなので、回答数が735あったということで、十分な数値上の統計は取れたのですが、こちらでも半数までいかないのが現状です。こちらには一つ原因があったとすると、問い合わせとして市に寄せられたお電話の中で感じたものとしましては、まず、アンケートの設問数が

多すぎるということです。こちらについては、アンケートを作っている最中に、われわれ事務局の中でも出てきた課題ではありましたが、前回・前々回の福祉計画を策定した際にも、同じ課題は出てきたのですが、地域計画連合がまとめた報告書を見ていただくと、聞く価値がある設問が多くなっています。従って、なかなか設問を削りにくいというのも実態としてはあります。そして、国が求めている市民の声を聞く場合も、設問としてもどうしても削れないものもあります。数が増えてしまうということが今回課題になったのですが、ではどこを削ればよいのかという課題も挙がっていた次第です。

また、アンケートの中をまた後ほど見ていただければとは思いますが、無回答となっているものも多くなっています。やはり自分の興味・関心があるものだけにお答えになった方が多く、丸が付いておりません。届いたものであり、せっかくだから出しましょうということを出してくださった方がいるということでもあります。今回、障害者自立支援法が施行されてから9年間、市の目玉としてやってまいりました、地域ニーズ等を相談できる相談支援事業所、障害者が就労する際に専門的に関わっていく機関として設置した就労支援センターについては、半数以上の方が知らないという結果でした。一方でアンケートの中では、今後必要とされるサービスの中で、先ほどの説明にもありましたが、相談支援という文言が挙がってきます。需要と供給のマッチングの部分でいえば、市が目玉にしたものに対し、市民の方たちが必要と感じていてくれるというのは非常に良かった結果とも取れるのですが、周知不足という課題が露呈しています。

この周知不足という課題ですが、今現在ではどういったことをやっているかと言えば、手帳を発行する際に、障害者相談支援センターのパンフレットをお渡ししたり、市民向けガイドブックの中に相談支援センターの一覧、就労支援センターの住所と連絡先を掲載しているところではあります。しかしながら、なかなかいざという時にそのページにたどり着いて相談しようというところにならない。市のホームページでも当然こちらの広報もさせていただいています。民生委員協議会における障害部会の中では相談支援センターの職員を帯同するとともに、市の職員も出席させていただき、相談支援センターのご案内もさせてもらっている次第ではありますが、それでもなかなか周知できておらず、今後この課題についてはより高度に検討していかなければならないと感じております。

また、なかなか自立支援法の趣旨の中でうまく合致しないと感じた部分は、聴覚障害の方なのですが、市としては積極的に手話通訳者を設置して、その方たちのコミュニケーションに寄与しようということで、社会福祉協議会にも手話通訳者の設置を依頼しているところです。

しかしながら、やはりアンケートの中で、聴覚障害の方に対してお伺いした、手話通訳が必要ですか、要約筆記の方が必要ですかという問いに対しては、23ページの通り、必要ないと答えている方が65.2%もいらっしゃいます。こちらについては、本当に必要がないのかというと、そうではないと思っております。それはまず使い方が分からない方が多いということと捉えております。

どのように要約筆記の方や手話通訳の方の派遣の依頼をすればよいのかということと、また手話というものが世界標準の言葉にまだなっていないという背景もあり、身に付けるのにもなかなか時間が掛かります。途中で障害を負った方たちは手話を習得することが非常に難しいということもあり、このために必要ないとなっていると思いますが、こちらについてはもっと調査を進めていき、必要性についての本来的な有無についても検討していく必要があると感じています。

そして虐待の部分で、今回虐待に関して受けたことがありますかという質問をしたところ、10%を超える方が虐待を受けましたという回答をしています。ただし、こちらはこのアンケート調査の前段を見ていただくと、このアンケートに回答している人はどなたですかといった時に、半数は家族です。家族は虐待していると答えるかといえば、答えないと思います。本人が回答しているものだけを

有効とするのであれば、この虐待を受けているという回答をした10%というのは実は氷山の一角で、まだまだここは掘り下げていく必要があるだろうと感じています。

そしてその中で、やはり暴力は受けなくても、精神的な虐待を受ける方が非常に多かったです。背景もあって、どうしても暴力を振るうとけがをする。けがをすると病院に行きます。病院に行くとそこから外部に知られるというのがあり、やはり虐待をする人たちも、内心やってはいけないことの理解はありながら、その中でどうしても外部に漏れていかないような精神的な虐待に発展しているのだろうと感じられます。

更に、川口市では10年以上前から、不本意な在宅者を出さないというテーマを掲げてまいりました。川口特別支援学校だけではなく、越谷特別支援学校や和光特別支援学校、新しくできました草加特別支援学校に通う川口の市民の方たちの卒業後の進路については、積極的に行き場所の支援というものを学校と協力してやってきた次第ではありますが、この中でアンケートの回答では、日中どこで過ごしていますかという設問に対して、50%近くの方が自宅で過ごしていると回答しています。つまり、知的障害をお持ちの方が18歳になって行き場所を失うというところにスポットを当て、われわれはこちらまで支援をしてきた経緯はありますが、そうではなく途中で障害になった方や高齢の方たちで、どこかに出掛けていきたいという希望があっても、結局、自宅で暮らしているという方もいらっしゃるのだということが分かった次第です。ここについても今後は視点を変えた調査の方をしていかなければならないと感じています。

そしてもう一つ。川口市では移動支援事業で必要不可欠な外出というものに対し、市の事業として展開してきましたが、ここに関してやはりまだ十分に市民の方たちにその趣旨が伝わっていないのだなというのが分かった次第です。理由としましては、移動支援事業の利用・必要性についての設問の中で、どういったところに外出したいですかといった時に、通院と答えた方たちが大勢いらっしゃいました。つまりは、通院で外出する際に1人で外出できない方が非常に多く、それに対して支援が必要だというのがここから読み取ることができますが、本来通院というものは、移動支援事業ではなく、国の定める通院介護というサービスが適用になっており、利用制限等がありません。通院ということに対しては、国の方でも積極的に支援することとなっているのですが、移動支援の設問の中で通院に誰かが付いてくればという回答があったということは、市としては通院介護というものが国の認められたサービスで積極的に使えるものだということの周知がまだまだ足りなかったのだなということがここから分かりました。

このアンケートは、国の目指すものに対して市民にいかにもその声が届いていないのかということ、それは市にももちろん責任がありますし、そして市民の方たちが望むものに対して、いろいろな矛盾があるということがこのアンケートから見て取れました。市側としましてはこのアンケートを貴重な情報として、福祉計画の中で今後、市の課題として取り組んでいきたいと感じた次第であります。

#### ○副委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、質疑・意見があればお伺いしたいと思います。

#### ○委員

相談支援センターについて、非常に難しく、数字では読めない課題が内包されていると思い聞いておりました。相談支援センターでは、なぜそのようになるまで来なかったのか、という事例がわり

と多いです。要するに、困っていることの自覚が弱いのです。従って、相談が遅れる。当事者の能力の問題もあるかもしれません。そのような人が日常的に相談センターを熟知しているというのはいり得ないでしょう。そうすると、相談支援センターを増やすなど周知をする際、本人に対してではなく、地域に発信し、民生委員の人など、地域の資源に理解してもらうということをもう少し心掛けると、本人が気付かなくても助けていけるということになるのかなというのは、最近よく感じます。

それから虐待の問題は事務局がおっしゃっている通りで、自分も相談支援をやっていると、ご家族でもお風呂に入れていないなど、(虐待として)自覚がないという家もたくさんあるでしょう。なぜ入れないのかと聞くと、本人が入りたがらないから5年入っていないというケースもあります。そのような親御さんに、こちらは虐待防止法に抵触しますといくら言っても何も改善しません。このような現実を支援するような、違う支援を少し組織する必要があります。自分の経験で言うと、ひとまず施設でお風呂に入ったり病院に連れていったりします。それで、親を同行させると、やっと自分の子どもが大事にされているという実感が湧いてきて、結果としてそこが抑止になっていくということがありました。

それから通院の問題ですが、今の説明は行動援護や移動支援ではないでしょうか。

#### ○事務局

移動支援は地域生活支援事業といって市の独自の事業ですが、その設問に対する回答で一番多く見られたのが、通院の際にヘルパー等を使いたいということです。本来、国としては、病気の方が医者に行くことを控えてしまうことが体に良くないということで、国が通院部分の外出については面倒を見ましようと言ってくれており、障害者総合支援法のメニューの中に通院介護というのがありますが、そちらの周知が不十分であるため、移動支援の中で通院の付き添いを依頼したいという回答が出たのだらうと思います。

#### ○委員

通院介護の中身というのは、具体的にどこまでやる業務でしょうか。要するにうちの施設が抱えている実態でいうと、家族でも本人でも十分病院にも行けます。会計もできます。ただし、医師が何を言っているか分かりませんでしたという場合があります。薬の説明を受けたが、飲み方が分かりませんといった具合です。移動や行動の支援ではなくて、理解の支援が必要な人が結構いるが、そのようなことはその中には概念として捉えられているのでしょうか。

#### ○事務局

概念としてはないです。

#### ○委員

その支援は具体的には今の制度の中では何になりますか。

#### ○事務局

意思疎通支援事業の中で、そういった理解の部分についての施策を検討するよというよということで、市町村事業となっています。

○委員

まだ具体的にはなっていないということですか。分かりました。

○委員

今の委員の質問・ご意見の中に、地域の民生委員などを活用して、この支援ができないかとありました。はっきり言って民生委員には、障害者の名簿など、「このような方があなたの担当の地区にあります。手を差し伸べてください。訪問してください。」というのは下りてきません。それは個人情報で、障害者の方の情報は民生委員には来ません。こちらを考えなければなりません。

○委員

私が言ったのはそのところではなく、障害のある当事者は困っているという自覚が弱いし、相談支援センターも分からないということです。うちの施設でよくあるのは、近所の方がどうも困っている人がいる、あるいは怪しげな人がいるのでどのようにしたらよいですかということがあります。要するに民生委員の人が相談支援センターの存在を知っていただければ、その人が障害かどうかは別にして、一報をいただければ関わるきっかけになるということです。

○委員

いろいろな施設に関する情報は私たちも資料としては持っております。普段の活動の中でそのような方の発見などがあれば、このような方がいますが、ここでよろしいでしょうかということ相談に行きます。ありがとうございました。以上です。

○副委員長

なかなか内容に富んだアンケートになっていますので、皆さんの方でお伺いしたいことがあればぜひお願いいたします。

○委員

関係ないかも分からないのですがよろしいですか。私は患者団体、リウマチ友の会や膠原（こうげん）病友の会などに入会しているので、情報は得ております。だから病気のことについてはよいのですが、市のコミュニティバスである「みんななかまバス」が、私が住んでいるところは一方通行になってしまったのです。従って、医療センターに行くのも2回ぐらい乗り換えないと行くことができません。医療センターから一方通行なので、鳩ヶ谷まで出るのに新井宿に出て地下鉄を利用するか、「みんななかまバス」にしても1時間に1本とは限らないでしょう。地域の人も皆「みんななかまバス」が医療センターから一方通行になってしまったということが不便になったと言っています。

車ももう年だからやめようと思っていますが、その「みんななかまバス」が使いにくいので、ひとまず運転していますが、やめたいなと思っていることは事実です。

○副委員長

なかなかコミュニティバスのことについては、ここで解決できるかどうかということがありますが、何か事務局でコメントはありますか。



○事務局

「みんななかまバス」に限らず、もともと「みんななかまバス」が通っていない地区の方が病院にどのようにして行こうというお悩みの方がたくさんいらっしゃると思います。そういった方、いわゆる障害者の方の場合、先ほどご説明させていただきましたが、通院介護・介助というサービスがございます。多分、この調査の結果からすると、そういったサービスの種類までなかなか皆様に、私どもの努力も足りなくて周知ができていないのかなというのを見て取れました。そのため、先ほど委員のお話にもありましたが、相談支援センターの周知もしなくてははいけませんし、サービスの方の周知もしなければいけません。そうしたことがこの調査から浮かび上がってきていますので、計画の中でまたそれを反映させていただいて、施策を実際にはどのようにしていくかというのをまたご討議いただければと思っております。

○委員

通院介護を受けるのも、介護保険の認定をされていなければいけませんか。

○事務局

65歳以上の場合は介護保険になり、65歳未満の場合は基本的には障害者の方のサービスで通院の送り迎えをする形になると思います。

○委員

分かりました。

○事務局

先ほど委員が言われたように、医師が説明してもなかなか理解ができず、薬はどのようにして飲めばよいのか、それが伝わっているのかどうか分からない方への通院支援というのは、また考えなければいけないのかなと思っております。

○副委員長

では、次の議題に移ってもよろしいでしょうか。

---

## 2 議 題

### (2) 重点的な取り組み等について

---

○副委員長

では、続いて議題の(2)になります。「重点的な取り組み」についてですが、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

重点的な取り組み等について説明したいと思います。こちらは皆様にお配りしております第3期の川口市障害者自立支援計画の状況について説明したものです。第3期の障害者自立支援計画のおさらいを少々しなければいけないのですが、第3期の障害者自立支援福祉計画において、資料の左側に①として、福祉施設の入所者の地域生活への移行という項目がございます。こちらの考え方として、まず平成17年10月は0人でした。こちらは施設から地域に戻った方が0です。それで、25年度末が6人です。ただし、この方は、地域移行支援事業という事業を使って地域に戻ってきた方です。それ以外の方は数字として反映されていません。何人いたかは把握ができておりません。

では、平成17年度から平成25年度の間は何人いたのかというと、平成24年度に2名です。こちらが地域移行支援事業によって地域に帰ってきた人なのですが、この2名の数字は精神障害者の精神科病院から地域に戻ってきた方。なおかつ地域移行支援を利用して戻ってきた方が2名ということになります。平成25年度の6名の内訳を調べましたところ、身体障害者の入所施設から地域に帰ってこられた方が1名で、知的障害者の施設から事業を使って戻ってきた方が2名、精神障害者が3名となっております。精神障害者はやはり精神科病院からということになります。

実際に年度でそれしか地域移行を使っている人はいないのですが、目標値がなぜ62名になっているかというと、第3期の39ページに目標数値を出した理由が書かれております。平成17年10月1日、施設に入っている方が311人となっております。その数字に対して、20%の方を地域に戻そうということで、62名という目標数値を立てました。

ここで把握できているのが、地域移行支援事業を利用した方の数ですので、こちらを使わずに地域に戻っている方もいらっしゃいます。また、精神科病院から退院している方はこれ以上の数が既に退院しているので、退院した数をここでカウントするのではなくて、あくまでも地域移行支援事業を利用した人の数ということで、数値を25年度末で出しました。そのため、今後この目標数値のあり方は、検討しなければいけないと思っております。

それから②の福祉施設から一般就労への移行についての数字ですが、平成17年当時は就労移行支援事業所というものがまだありませんでしたので、授産施設から就職をした人の数を調査しまして、それが7名です。平成25年度末には30名の方が事業所を卒業したということでもあります。

今現在、川口市内には就労移行支援事業所が11か所ございます。定員数は少ないところで6名、多いところは30名で、合計で147人分の就労移行支援事業所ということになります。11か所で147名が受け入れられるということです。11か所になったのは最近なのですが、年々増えております。24年度では7か所、平成25年度では9か所で、毎年少しずつ増えております。これは福祉計画に則って、就労移行支援事業所を増やしてまいりました。ただ、30人というのは市内の就労移行支援事業所を利用して就職した人の数だけではなく、実は川口市からさいたま市、または都内の就労支援事業所を利用している方もいらっしゃいます。市内の就労移行支援事業所を利用し、卒業して

就職した人の数は30人中23名です。東京都やさいたま市の事業所を利用して就職した方の数は7名となっております。

そういった現状も踏まえて、これからの数値目標を考える必要があるだろうということになります。市内の事業所だけではなく、東京都に出る人もいらっしゃいます。相談を受けている中では、地元の事業所に通うのではなく、少し足を伸ばして、電車で通勤をして訓練に通いたいという人もいらっしゃいますので、そういったニーズに合わせて目標数値の考え方を変えなければいけないと思っております。

こちらの26年度の目標数値がなぜ35名となっているかということ、第3期計画の41ページをご覧ください。平成17年度の時点で挙げた数字の4倍としましょうというのが国の方針でした。埼玉県はその国の方針を踏まえ、5倍としています。川口市は国の数字ではなく、県の数字の5倍の方を計画に盛り込みまして、35名となっています。平成17年度の7名から、5倍の35名という目標数値を立てました。こちらについて、数値目標は達成できていると思っております。

それから、3期の重点的な取り組みについてなのですが、第3期計画の73ページをご覧ください。こちらに川口市が掲げた重点的な取り組みが書かれています。サービス量を確保するためにどんなことをしたらよいのかということで取り上げたものです。サービス量というのは、サービスを使う人数や時間数、そういったものを確保するためにどうしたらよいのかということです。

自立支援協議会の中でも、こちらの重点項目について今現在はどうなっているのかというところで話し合いをしていただきました。その川口市の自立支援協議会では3つの部会があります。結ぶ部会、暮らし部会、日中活動部会です。各部会で重点的な取り組みの進捗状況について検討していただきました。

その結果ですが、結ぶ部会では、こちらの重点的な取り組みの他に、基本理念、基本的な考え方、また福祉計画の基本的な考え方についても検討してもらいました。その基本的な考え方の中には、障害者の権利擁護と心のバリアフリーの推進というのがありまして、こちらに関しては障害者虐待防止センターを障害福祉課に設置しました。その周知と利用方法、それからそのセンターと事業所の連携の強化がまだできていないのではないかと話が出ております。

もう一つが権利擁護の中で、成年後見制度利用支援事業です。こちらについては数値としての見込み量はクリアしていますが、まだまだ（ニーズは）多いのではないかと話が出ております。成年後見制度自体を知らない人がまだ多くなっています。こちらを周知することを考えましょうということで話が出ております。

基本的な考えの中での地域における支え合いについて、先ほど委員からも話がありましたが、障害者の情報をなかなか共有することができず、その中で地域の支え合いをどうしようかと話が出ています。基本的な考えの、障害者にとって安全・安心なまちづくり。こちらの方では、防災の体制に関して話し合いがされています。障害者の防災を地域と連携して、防災の体制づくりが必要であろうということで、結ぶ部会では話し合われました。

次に暮らし部会では、訪問系サービスにおける重点的な取り組みについて検討されています。訪問系サービス、ヘルパーの質の向上をしましょうということです。今の取り組みでは、障害者居宅サービス技術援助事業ということで、ヘルパーに集まっていただいて、具体的な関わりの仕方を学んでもらう場を社会福祉協議会に委託をし、実際に実施しております。ですが、そこに来られる事業所は限られておまして、より周知が必要であるというご指摘もいただいております。それからヘルパー事業所の拡大と連携。介護保険に関わるヘルパーの数、また事業所は川口市内に数多くあります。そ

の中で障害者に対しての事業所となると半分以下になってしまいますので、もっともっとヘルパー事業所を拡大していきましょうということです。

それから、ヘルパー事業所が個々に一生懸命頑張るだけではなくて、ヘルパー事業所同士が連携をして支えていきましょうといった形で事業所同士の連携ということで、相談支援事業所とヘルパー事業所の連携の強化、こちらも自立支援協議会の中で伺っています。今までの取り組みとしましては、ケアマネジメント学習会を年1回行いまして、ケアマネジメントの技法をヘルパーも相談支援事業所の方も学んでいこうということを実施してきました。こちらはこれからも続けた方がよいと思っております。それから、サービス等利用計画に基づいてヘルパー事業所は関わりますが、サービス等利用計画を作る相談支援事業所と、またヘルパー事業所で、サービス計画を中心とした関わりが必要であろうという指摘がありました。

最後に日中活動部会ですが、こちらは就労支援事業の充実ということで話が出ております。障害者の就労移行支援事業所の数はできましたが、その連携をしていきましょうということです。事業所の連携の中心となるのが、川口市障害者就労支援センターです。ここが中心となって障害者就労の形を作っていただければということで話が出ています。また、日中活動部会の中では、就労支援のあり方検討会というのを行っておりまして、年に1回～2回、講演会またはシンポジウムを行っております。これを通して、障害者の就労に関する意識を高めていこうというところで話が出ております。もう一つ日中活動部会の方では、特別支援学校の卒業生に関わるプロジェクトチームがありまして、本人のニーズに合わせたサービスの提供ができるようにということで、本人のニーズ調査等をきちんとできるようにするという事です。それから、家庭の問題などにも配慮し、きちんと本人に関わるようになるとよいという話が挙がってきております。

自立支援協議会から今のように福祉計画に対して、進捗状況等ご意見をいただいた中で、これから福祉計画を考えていかなければいけないということで、もう一つは法や制度の改正がありました。そこを踏まえてまたこの計画も考え直さなければならぬこととなります。大きな変化としましては、難病の方も福祉サービスが使えるというところになるのですが、実際に川口市で難病の方がどのように把握されているかということ等を調べた内容なのですが、まず難病の相談という形で平成25年4月から記録を残しております。25年4月から難病の相談として受けているのは42件で、疾病としましては、筋ジストロフィーや網膜色素変性症・強皮症・パーキンソン病などが多いです。

相談の中身としましては、8割が福祉サービスを使いたいという方の相談です。市の障害福祉課では保健師が相談にあたっています。実際に相談が42件あった中で、現在8名の方がサービスを利用しています。難病の方も、障害者手帳をお持ちになっている方が多いのですが、障害者手帳をお持ちにならない方でサービスを使っている方が8名ということです。平成25年度からスタートして25年度は2名、26年度が6名となっております。そのサービスの内容は、ヘルパー利用が3名、日常生活用具の痰（たん）吸引器で2名、網膜色素変性症の方の斜光サングラスで1名です。また、パーキンソンの方でT字型のつえが1名です。それと就労継続支援B型に通っている方が1名で、今現在、使っていない方もいらっしゃいますが合計で8名の方がサービスを利用されたことがあり、この8名の中で身体障害者手帳を後で取られた方もいらっしゃいます。こういった難病の方がこれから福祉計画の中でも取り上げなければいけないこととなりますが、川口市では、平成20年度のこの自立支援法に基づく自立支援福祉計画の上位計画である障害者基本法に基づく障害者福祉計画があるのですが、そちらの方で平成20年度に策定した時から、難病も障害者としてきちんと取り上げていきましょうということで、川口市は取り組んでまいりました。それを今回の自立支援福祉計画の方に

も盛り込んで、これからも難病の方の支援に取り組んでいきたいと思っています。

○副委員長

ありがとうございました。今の説明は資料3の1ページ目、左側部分をおさらいしたということによろしいですか。

○事務局

はい、その通りです。

○副委員長

今の部分で確認しておきたいことがあればお願いいたします。

○委員

地域移行の説明の中で、今入所施設を利用しているのが何人かという数を抑えていますよね。川口市は今年、光福ができる以前はこの人口規模から見れば入所施設が一つも、知的領域を専門としたものはなくて、他の自治体に全部依拠しましたよね。その時のこの移行先って、川口市に戻ってくるという数字ですか。それとも施設が存在していて地域に出るという数字ですか。

○事務局

国がもともと考えたのは脱入所施設化でしたので、川口市に戻ってこられる方もその数字に挙げていますし、その施設のある拠点となる施設のそばでグループホーム等に転居する方というものも数値としてカウントしていますので、どちらも想定しております。

○委員

分かりました。概念規定として、地域移行はグループホームって大概うたっています。それで、川口市でも構いませんが、そうすると川口市の地域課題は、グループホームの質と量の整備だと思います。それで、量の問題でいうと、最近よく他の委員などと話すのですが、スプリングラーの設置の問題が随分出てきて、以前のように割と気楽に借家を借りてホームをとというのは非常に難しい状況の中で、一つは量の確保の問題が非常に深刻だなというのが問題提起としてあります。

もう一つは、日中活動の場でいうと、生活介護、就労継続支援 A、B 型や就労移行支援などとバリエーションがあって、本人の状態に合わせて利用できるということが可能になりましたが、実はグループホームはグループホーム 1 個しかバリエーションがなく、その中で多様な人を受け入れ続けることは非常に困難だろうと思っています。要するに 1 期生、2 期生は比較的問題が少ない人が出ているはずですが、今後はさらに障害の重い人や困難を抱えている人が出てきた時に、一つのバリエーションだけで受けるということは、逆にそこが利用制限になって地域移行の促進を阻害するだろうということです。そのような意味では、私などは国の制度がなければ、やはり地域課題として一定の事情を受けるに当たってのバージョンアップなのか、バリエーションの検討をする必要があるのではないかなというのが問題提起です。

それから、私は自立支援協議会の日中活動の部会をやっているのですが、日中活動の議論の中で、地域の課題として、ご家族に濃厚な支援が必要な家やアフターファイブに問題があるなどといった意

見が挙がっています。いわゆる触法系など、犯罪行為に近い人など、数値化しづらい困難者の受け入れがどうなのかというのが大きい課題だということです。また、自立支援協議会の中で今アンケートの集約を始めるところですが、重度心身障害の人たちがどの程度点在しているのか、あるいは一極に集中しているのかということを見ながら、やはりここも新たなバリエーションなのか、バージョンの問題かはありますが、課題にしていく必要があるかなと思います。

ここからは余談ですが、私は相談支援をやっていて、一つは地域移行のことでいうと、その大義名分により入所施設で大変な人が出され始めているという話が随分出てきています。地域移行だという理由を付けて、どうもこの人はもう大変だということになると出させるということです。そうすると、市町村が施設に呼び出されて、もうこの人は出すからどこか次を探してねというのが出始めています。こちらは良い悪いはともかく事実のようです。

また、日中活動の場でいうと、役割分担が明確になりすぎた関係で、具体的にいうと、就労継続支援 B 型から、働けないから生活介護を探してくれという依頼が出てきたということです。本来はその作業に関われないということだけで、働ける、働けないかではないので、なぜそうなのかを検討してくださいという依頼をこちらからしても、いや、ここは働くところなのだと言われてしまう。このあたりのそれぞれの力量の向上もやはり今後の大きい課題かなと思います。

#### ○副委員長

今のご発言は一つのご提案・ご意見として拝聴すればよろしいですか。他にございますか。

#### ○委員

重点的な取り組み等の最初で、地域移行支援事業の福祉施設の入所者の地域生活への移行というところで、精神が25年度末3名ということですが、精神科病院も福祉施設ですか。

#### ○事務局

福祉施設ではありませんので、このような書き方が正しいかどうかは検討の余地があるのですが、第2期までは退院促進事業といいまして、精神障害者の地域移行と、それから施設から地域に戻るための知的障害者・身体障害者の地域移行と二本立てでした。それが3期の計画から1本になっておりますので、どうしてもこのような書き方になってしまうということです。

#### ○委員

今度の計画づくりの中で、課題となっていると思うのは、今、委員からもいろいろ話があったのですが、確かにいろいろな施設、サービスを提供する事業所の数はかなり増えてきています。ただし、川口市の状況としては、比較的小規模な事業所が多いという特徴があります。一方、その中で抱えている課題としては、地域デイケア施設の時代に受け止めた方たちが、その施設にずっといらっしゃるので、施設としては多様な方を抱え込んでスタートしています。障害の重い方もいれば、比較的軽度の方もいる。もっと働きたいという人もいたり、いろいろな方を抱えています。そのような状況の中で、今の障害福祉サービス事業が法的に、制度的にきて、無理やりそこにはめ込んだという経緯があります。一つは、それぞれの施設がそれぞれの利用者に適した関わりを確保しようとする、多機能化していくということに相当な無理があるでしょう。規模的に小さいですし、やはり対応がなかなか難しいです。そうすると川口市の地域としては、要するに小さなお店が多いということは、専門店で、

例えばここは精神が強いとか、比較的重度の方でも対応ができるとか、肢体不自由もいけるなど、いろいろな方向も考えていかないと、結局どこの施設でもみられない人というのがこれから相当出てくる可能性があります。

それで、このような方向も含めて、既存のサービス事業所を有効に市民の方が選んで使うという観点からすると、契約制度となった今は難しくなっています。かつて措置の時代は、行政が人々のニーズを聞いて、その方に合ったサービスへとつなげている役割を果たしていました。今はなかなかその機能が働かなくなってきましたが、そこがやはりこれからの川口市を考えていくと、とても大事な部分かなと思っています。

そのためには、確かにこの障害福祉サービスの計画なのですが、それを具体的に効果のあるものにしていくには、相談支援もそうですが、行政機関の中にそういったサービス利用につながるような調整機能のようなものが、川口市ならではの仕組みづくりのようなものを考えていかないといけない気がしています。これから恐らくそうでないと、今ある事業所で受け止められる人はよいが、そこで見るができなくなった人はやはり次の場がないという状況になりかねないでしょう。そうすると、委員が再三おっしゃっている、本当に重度心身障害の人たちが行き場がないので、重度心身障害の人をしっかりと受け止められるものをどのようにして作っていくのかというようなことも含めて、場づくりと、それから既存の施設事業所のサービスの有効的な利用調整のようなことが課題だと思っています。

#### ○副委員長

4期計画に向けた期待と提案に入ってきていると思うのですが、時間の都合もありますので、一旦、次の(2)の後半の方に移ってもよろしいですか。では、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

A3版の資料をめくっていただきますと、第4期計画に向けた課題というページが出てまいりますので、そちらをご覧ください。左の基本的課題の部分からご説明します。基本的課題の内容は第3期計画を継承するものが相当数を占めています。理由としましては、先ほど委員からもお話がありましたが、福祉施設の数はある程度増えてきました。ホームヘルプサービスの事業所も川口市は70か所以上あり、この自立支援福祉計画が始まった頃から、施設整備は随分進んだと感じております。ただしその中で、やはり機能としての部分がまだ十分ではないのではなかろうかという議論が出てきております。重症心身、身体障害の肢体不自由1～2級と、知的障害マルA、Aという重度の方で障害が重複する方の行き場所がまず確保が十分にできていないということもありますし、行動障害と言われる知的な障害が重いため発生する情緒行動障害を持つ方や、軽度の発達障害、軽度知的障害の方で、理解はあるが犯罪に手を染めてしまうような方の行き場所がないといったこともあります。従って、第3期計画を踏襲させていただくというのは、これまでの課題に対しての取り組みが不十分だったということだけではなく、今後とも検討していく課題だということで、そのまま載せさせていただいております。

簡単に基本的課題を説明させていただきます。地域社会における共生の実現については、こちらは新しい文言になります。先般、2013年の障害者差別解消法、そして2014年に批准されました障害者権利条約の批准を持ちまして、地域における障害者の方の共生の実現です。これまで日本としても、ユニバーサルデザインということで、障害があってもなくても使いやすい道具の構築や、施

設・設備などの施設のハード部分の形成をユニバーサルデザインという表現で進めてきたところですが、そういったものを今後はこの計画の中にも採り入れていき、ハード部分だけではなくて、ソフト部分も含めて共生できる川口市をつくっていきたいということになっております。

次の社会的障壁のない地域づくりというものも同様です。障害者の差別解消法と権利条約を批准しましたので、差別に対して川口市はより一層障壁のない地域づくりをしていきたいということです。

続いての障害に対する地域社会での理解ということは、こちらは第3期計画を踏襲しております。多様化するニーズへの対応も第3期からの踏襲ではありますが、今回難病の方や、高次脳機能障害を持つ方に対して、国は強く施策として打ち出すようにとしています。今まで以上に福祉サービスに対し、それ以外の生活の質に対してのニーズというもの高まりが感じられる次第でありますので、こういった内容を踏襲させていただきつつ、発展的な対応をしていけたらと考えております。

続いて、サービスの内容や利用方法の周知についてです。こちら第3期計画の踏襲になりますが、先ほどのアンケートの中でも出てきましたように、皆さんに伝えたい市側からの発信がなかなか伝わっていないという実情に合わせまして、今後さらに周知の方法を検討すべきだろうと感じております。

続きまして、障害者の権利擁護の充実と差別のない社会の実現です。こちらはまた権利条約、差別解消法に基づいた部分でありますし、成年後見というものも最近より一層声高に言われていますので、こういったものも踏襲し載せております。

次の生活の場(住まいの確保)、グループホーム等で、こちら第3期計画からの踏襲になります。先ほど委員からもありましたが、グループホームの数も増えてはおりますが、入所から地域社会へということで、国は入所施設の規模をますます小さくしようと考えております。それに対して、やはりグループホームの整備というものがなくなってきますし、数の整備だけではなく、そういったグループホームに入る方たちそれぞれに合わせたサービスの調整というものも検討が必要になりますので、この確保の中には内容の充実・確保という意味も含んでおります。

就労支援、一般就労・福祉的就労に関しても、第3期計画からの踏襲ですが、国が第1期計画から、障害者の就労支援というものを強く言っておりますので、ずっと続けていこうという考えです。

続いて児童の放課後の居場所づくりと支援体制の充実ですが、ここは第3期計画と若干変更し、「支援体制の充実」という文言を追加しております。児童の放課後の居場所というものが今20か所以上ありまして、子どもたちのニーズに対する供給というのは、ある程度マッチングが見えてきたと感じております。ただし、子どもがただそこにいればよいということではなく、より豊かな生活ができるようにということで、今は内容の充実というものにも取り組もうという姿勢でございます。

続いて、身近な場所で気軽な相談体制の充実ということでありますが、こちら第3期計画からの踏襲です。アンケート結果で今後必要とされるサービスとして、相談支援事業がありましたことから、そちらについても今後一層こちらの周知を頑張っていきたいと思っております。

続いて、災害時等における障害のある方の安心・安全の確保です。こちら第3期計画からの踏襲ではございますが、今回もアンケート結果で災害時の避難について、何とか自分でもできそうだという回答をいただいた方が多かったのに対して、一方でどこに避難すればよいのか分からないという数字が半数以上となりましたので、そういった課題について取り組んでいきたいと思っております。

続いて、虐待防止のための仕組みづくりということで、第3期計画から文言を変更して掲載しております。虐待防止法、そして虐待防止センターというものが川口市にはございますので、より一層このセンターの機能を活用して、川口市の中では虐待というものが起こらないような地域づくりに心



掛けていきたいということでございます。

続いて、発達障害等に対する早期発見・早期治療への取り組みですが、こちらも第3期計画からの踏襲です。国は発達障害に関して、平成18年に発達障害者支援法を作りまして、やっと内容について手を付けてきたところでございます。それについては、やはり早期の発見と治療というものがずっとと言われておりますので、こちらも引き続き課題に挙げさせていただきました。

続きまして、難病や高次脳機能障害等への対応ということですが、これまで明確にしていなかった国が難病の方や高次脳機能障害等をお持ちの方へこういった支援をするようにと打ち出してきまして、川口市もこの課題の中に入れてさせていただいております。

最後に地域生活支援拠点の整備ですが、こちらは国が今回の障害者総合支援法の中で新しく出してきた文言でございます。地域生活支援拠点とございますが、具体的には国はこの方向性について何ら明確なものを出していないのですが、市町村が積極的に検討すると書いてありましたので、川口市としてこの文言からイメージできる地域生活支援の拠点というものについて今後検討していきたいということで課題に挙げさせていただきました。

続きまして、第4期計画策定の課題では、基本的には数値目標を国が求めるということでございますので、川口市は数値目標に関しては、これまでのサービスの利用率の伸びについて、そのまま演算的に掛けて数値の目標にさせていただこうとは思っております。ただし、この背景には、数値はあくまでも目標であって、この数値目標を達成したからといって充足できているというものではなく、その歩みを止めないと考えております。施設が足りているなど、数値目標は達成したと言っても、機能が不十分であればその充足度は低いと感じております。そうであれば、あくまでも数値は目標とはするが、目標を達成したからといって、それを単純にやめてしまうことではないと考えておりますので、数値については今までの伸び率をそのまま演算的に掛けさせていただく方法で考えております。

そして、川口市として4番に政策的判断とありますが、こちらは、市としては重点的な取り組みで、ソフト面での内容の充実として、この自立支援福祉計画をさらに川口市らしいものにしようと感じておりますので、今ご説明させていただいた基本的課題に対してどのように取り組んでいくかというものを重点的に考えたいと考えております。

第3期計画の施策の取り組み状況からみた課題というものは、先ほど前段で説明させていただきました、それぞれ協議会等から挙げた課題になりますが、こちらの課題を鑑みまして、右にある第4期川口市障害者自立支援福祉計画における基本的な考え方(計画期間、平成27年度から平成29年度)の部分に移らせていただきます。

重点的な視点は、これまで3点でございましたが、第4番目として障害児サービスの充実を入れさせていただきました。これは平成24年度に国が児童福祉法の中に初めて障害福祉サービスというものが明言されたということを踏まえまして、今後、川口市でも障害児支援についてより一層の計画を立てていきたいということで追加しております。

取り組みの体系に移ります。基本的には第3期計画の内容を多く踏襲しているということを説明させていただきましたが、内容については大きく変わった部分はほとんどございません。訪問系サービスであれば、(1)ヘルパーの質の向上ということで挙がっております。そして(2)ヘルパー事業所の拡大と連携、(3)相談支援事業所とヘルパー事業所との連携、(4)支給基準による障害福祉サービスの提供となります。(5)適切なサービスの支給とありますが、これはヘルパーの事業所に市が指導をするということではなく、ヘルパーの事業所に理解をさせていただいて、市側に協力していただくとともに、市側もヘルパーの事業所の方に協力をさせていただいて、より一層障害の種別を問わ

ず、ヘルパーが派遣できるような体制、地域を作っていきたいと考えております。

相談支援事業所というものが今回の総合支援法の中でも目玉とされていて、先ほど委員からありました市の役割という部分が少し弱まっているのではないかという課題も当然あるのですが、相談支援事業所というものがより市民の方たちに近い民間事業となりましたので、その民間事業の方たちにより一層、さらに民間としてこれまで実績を積んでいるヘルパー事業所と連携を積んでいただいて、市民の方たちにより有意義なヘルパー派遣ができるように協力していただければと考えております。

続いて、日中活動系のサービスの説明に移ります。(1) 地域及び利用者ニーズに合わせた施設配慮への検討、(2) 就労支援事業所の充実、(3) 市内施設間の連携を図る支援の実施、(4) 障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施ということになります。川口市は60万人弱の地域でございまして、通所型の施設について、数はあるのですが、地域の分布に関してはバランスよく分布があまりできていない状況でもあります。そして、施設がただあればよいということではなくて、施設の中でも就労を支援する施設であったり、特に障害の重い方の介護をメインとする施設であったりなど、機能もそれぞれ分かれてきますので、地域の障害者の人口に合わせてできればそれぞれの施設が立ち上がってくれるように支援していきたいと考えております。

そして、市内の施設間の連携を図る支援ということですが、こちらは、今任意の団体として、市内障害者施設運営団体連絡会というものが既に発足しております。ここにいらっしゃる委員が現在幹事を行っていただいているということでお話を伺っています。こういった民間の方たちで任意で集まっていたいただいた団体とも市は協力しながら、市の施設整備についてのご意見をちょうだいして、今後川口市の意向に踏まえていきたいと感じております。

それと(4) 障害特性と本人のニーズを勘案した施設の利用というものがありますが、単なる国のメニューである生活介護・就労継続という施設だけではなくて、本質的にその方の持っているニーズに対してどのように合わせていけるのか、またどのようにそのニーズを拾っていけるのかというものを、やはり施設と一緒に考えていければと感じております。

続いて、居住系サービスで、(1) グループホームの充実、(2) 拠点となる通過型総合施設の設置研究、(3) 施設利用者待機者の状況把握と情報提供、(4) 地域移行・地域定着の充実ということになります。居住系ということで、やはりグループホームは、今後も数はどうしても必要になってくるということで考えなければならぬということで入れさせていただきました。(2) 拠点となる通過型総合施設の設置研究につきましては、前回の計画の策定委員にお集まりいただいた際に、委員会終了後ですが、自立支援協議会の協力を得て、施設運営団体とコラボレーションを取りながら、この課題についての研究は検討したらどうでしょうというお話を委員の方からいただきましたので、早速川口市の自立支援協議会の方にそちらのお話を持ち込ませていただきました。その結果、川口市自立支援協議会の中にごございます「暮らし部会」というところで、市内の施設運営団体連絡会と一緒にコラボレーションを取り、今後この課題についての研究を進めていただけないかというところが、現在の進捗状況のご説明になります。

続いて、障害児サービスの説明に移らせていただきます。(1) 児童福祉法を基本とした支援の実施、(2) 児童の特性とニーズに合わせたサービスの提供、(3) 需要への対応ということで、児童福祉法が今回障害福祉サービスについて初めて文言を提案してきたところが、障害福祉課としては非常に評価している次第であります。その中で先ほど副委員長からも説明がありましたが、子育て相談課や育成課、保育課の方でも、子ども分野についての協議がこれまでも盛んに行われておりまして、今現在も行われております。これにおいても、障害福祉課としては、障害児が子どもという大きな枠か

ら外れることのないように、障害があってもなくても川口市に住む子どもであるのだということを念頭に置きつつ、あくまでも児童福祉法を基本に考えながら、障害児福祉について検討していきたいと感じております。

そして最後、地域生活支援事業の部分ですが、新しい文言がいくつか入っております。(1)理解促進・研修・啓発というものは、これは新しく地域生活支援事業で国が市町村でやるようにと指示があったものでございます。こちらは障害をお持ちの方たちの理解、その特性について啓発できるようにということで、今現在川口市としては、民生委員協議会において、障害部会が行われた際に、お招きいただいた場合には、障害福祉課と相談支援センターの職員1名ずつでお邪魔し、障害をお持ちの方たちの特徴やこれまでの支援の実態というものを説明させていただいておりますが、今後もこういった部分に対して積極的に行っていきたいと考えております。

続いて2番、自発的活動支援事業ですが、こちらは障害をお持ちの方たちのグループやサークルなどの方たちが川口市の中で活動しやすくするように、市側でも配慮するというところでございます。こちらについては今後既存サークルやグループ・団体の方たちと協議をしながら、必要なことを検討していきたいと考えております。続いて、相談支援事業等は継続になります。(4)成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、川口市としてもこれまで成年後見についての支援は行っております。今回皆様に別添で、川口市成年後見センターという水色のチラシと、成年後見制度についてフォーラムで学ぼうという黄色いチラシを二つ配らせていただいております。この事業を見越しまして、川口市と社会福祉協議会の方で検討した結果、センターを立ち上げさせていただきました。今回は、皆さんにこういったセンターができたということのご案内がしたく、二つのチラシをお持ちしました。

続いて(5)意思疎通支援事業、そして(6)日常生活用具給付等事業、(7)手話奉仕員養成研修事業、(8)移動支援事業、(9)地域活動支援センター事業というものは、これまでもございました市町村事業についての継続でございます。今後とも今ある既存の事業について見直しをしつつ、より一層利用される方たちにとって使いやすい制度にしていければと感じております。第4期計画に向けての骨子の説明については以上になります。

#### ○副委員長

ありがとうございました。では、ここで委員長が到着いたしましたので、引き続き木下委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

#### ○委員長

皆様、本日は遅れて申し訳ございませんでした。議事の進行を引き継がさせていただきます。

それでは、ただいま事務局から重点的な取り組み等についての説明がありました。前半はアンケートの結果の報告、それからそれに対する委員の皆さんのご意見があったということです。それで、その後、重点的な取り組み等についてこちらを議論していただき、この二つの議論の内容を盛り込みながら、今後の計画の素案の作成、それからパブリックコメントの実施というような流れになっていきます。

計画策定もいよいよ本番となるわけですが、より良い計画にしていきたいと考えておりますので、ここでは本日の議題にかかわらず、委員の皆様から幅広くご意見を伺えればと考えております。第1回、第2回、本日で3回目になるのですが、委員会での議論も踏まえてこれまでお感じになったこと

や疑問・ご意見など、どういったことでも構いませんので、自由にご発言いただければと思います。今までのことを踏まえてでも結構ですし、本日のアンケート結果でも、あるいは重点取り組みの内容についてでも結構ですので、何かございましたらぜひよろしくお願いいたします。

#### ○委員

市役所の方にお伺いしたいことがあります。私、実は3級ですが、赤い手帳を持っていて、よく市役所には相談したいことがあるので障害福祉課に行きますが、担当のケアマネジャーがいつもおられなくて、とてもお忙しくしているようなので、外出中で連絡してくださいと言っても連絡が全く来ません。それで、ケアマネジャーが障害福祉課には少ないような気がしまして、もっと相談できる窓口になったらいいなと思っています。できましたらもっとケアマネジャーを増やしてほしいということと、あとは市役所の中に介護や福祉や医療、障害に精通している人を各課に1人窓口置いて、どこに相談に行っても分かるような市役所にしてほしいのです。私たち障害者というのは、外出するのも大変なのです。

#### ○事務局

多分ケースワーカーのことをおっしゃっているのかなと思います。連絡がされていないというのは非常に申し訳なく思っております。外に出歩くことが多く、いらっしゃっても不在ということは、その点につきましては仕事柄仕方ないということでご了解をいただきたいのですが、そのために、なるべく担当以外の者も相談に応じられるような体制を今後とっていきたいと思っております。

おかげさまで少しずつではあるのですが、年々微増の傾向でケースワーカーを充足できるよう努力しているところでございます。こちらの件につきましては、何千人に対してケースワーカー1人ということはこの計画の中に盛り込むところはございませんが、貴重なご意見としましてお伺いしたいと思います。

それと、重ねてですが、連絡が行かないというのは、私どもの方のミスでございますので、申し訳なく思っております。

#### ○委員長

ありがとうございました。そのほかにご意見等がありましたらお願いします。

#### ○委員

今、説明があったページの取り組みの体系で、訪問系サービスにヘルパーの質の向上と書かれているのですが、ヘルパーの数が減ってきているということで、現状それぞれの事業者の奪い合いになっています。質の向上以前の問題で、ヘルパー自体の人数の確保というのが難しいという問題があります。

#### ○事務局

確かに今、ヘルパーの確保が、なかなか難しいということは、各事業者からお話として伺っております。ヘルパーというより介護職に関して、また相談支援部門も同じですが、施設で働く方の確保が難しいという話はたくさんいただきます。市として何か独自にやっているかと言われると、こちらでもまた大変大きな話でございまして、主に障害と介護保険、両方兼務でヘルパーをされている方が多

いので、自分だけでできるものではありません。また介護と競争してもなかなか難しいのが現状かなと感じております。

質の向上に関しまして市としては、社会福祉協議会のご協力を得まして、ヘルパー研修会を毎月1回、定例で行わせていただいで、難しい案件について皆さん方でこういった場合はどうしようということをお報告していただいたり、そういった実践に即した研修を行わせていただいでいるのが現状でございます。

#### ○委員長

ありがとうございました。量に関しては、私もたまに実践現場を訪問させていただくと、学生さんは皆どこに行ってしまうのかとよく言われます。福祉を学んでいる学生さんたちは、最近実践現場に全然応募がありませんとよく言われてしまいます。そこは私も耳が痛いところです。大きな問題とおっしゃって、確かにその通りで業界全体の問題なのですが、何か今のお話を伺いながら、私も学校として、何かしらご協力などしていければと思ひながら伺っておりました。

#### ○委員

私の職域でいうと、就労関係が中心になってくるのですが、やはり最近の企業の動向としましては、障害の方で、就労支援というものを結構期待している企業が増えているのかなと感じます。また、最近窓口の方で、身体・知的・精神の他に、発達障害を持った方が増えてきていると思ひます。ただ、実際に発達障害の方を受け入れていただくような就労支援機関となってくると、なかなかこの近辺だとないのかなと思ひます。都内などの支援機関で、発達障害の方を専門にやっていますといった情報が見えるところもあるのですが、やはり市内に近いところに、そのような部分に特化したものがあれば、かなり今後についても有効利用できるのかなと思ひます。

先ほどの定員についてのお話ありましたが、やはり企業ニーズを考えた場合に、もう少しいろいろと定員が増やせるような形ができれば、もっとアプローチできると思ひます。

#### ○委員長

ありがとうございました。就労支援への期待が高まっている中で、特に最近発達障害の方の希望が多くなっているということです。その中でなかなか受け入れ先がないということでしょう。市内でそういった企業が少しでも増えてくるような働き掛け、開拓ができていけたらいいなと思ひのですが、こちらに関しては何かございますか。

#### ○事務局

最近企業からのご相談で、採用してみたら実は発達障害だったようで、どのように関わったらよいのだろうといった相談を受けることもあります。その場合は、ケース・バイ・ケースでこちらの方でご案内できることはしています。また、つなげる機関といたしましては、県で今年初めてですが、障害者の就労支援センターを作っただけだったので、今はそちらの方をご案内させていただいて、実際に就労支援を受けたいという場合に対応する形にしております。それから就労移行支援事業所の方でも発達障害に関わっている方もいらっしゃいますので、そちらの方をご案内するような形も採っております。

県の発達障害者の就労支援センターではさまざまな専門の方がいらっしゃいますので、判定、な

いしどういった職種が合っているか、あるいはどのようなことができるのかという判断をしていただくような形を今は採らせていただいております。こちらは第3期までは市内施設としては資源としてなかったものですから、第4期計画の中ではそういったことも加味してご検討していただければと思っております。

#### ○委員長

ありがとうございました。事務局からありましたように、まだ発達障害自体があまり世の中に理解されていないため、どういった方たちなのか、どういった特性があってどういったことができるのかというのを、職場を開拓していくのと平行して、それを啓発していくというようなことも必要になってくるということということです。

#### ○委員

私は最初のアンケートの方から考えてみたのですが、一つはグループホームや相談支援事業所の問題が非常に今後を含めて数字が高くなっています。そこで、やはりそこを重視しなくてはいけないことは、先ほど事務局から説明があったのですが、その割にグループホームなどは非常に脆弱です。要するに職員の配置に非常にリスクがある状態です。それで、本当にこれで安全が保たれるのかという心配を一番しています。実はうちの方でもこの1カ月、2週間・2週間という入所施設、あるいは短期入所を利用した人がいますが、そこを出ましたらまた2週間病院にすぐ入りまして、その後はもう失禁あるいは何のコントロールもできない状態になったということがありました。多分その人は、われわれが見ている間では常に毎日のように午前3時、4時には発作を起こします。1時間に1回仮に巡回している人も、その間に起きたら、知らないうちに発作を起こしていることを分からないで巡回をしているということになります。そうすると、垂れ流し状態になっているなど、そういった本当に今これだけ求められて、国の方針でもある中で、本当にこれでよいのだろうかという疑問があり、懸念をしています。

それからもう一つ、災害時の対応の中で、避難のことは決めていないというのが22.6%を占めております。10人に2人以上の人が「できるから決めていない」のか、あるいは「もうできないから考えてもしょうがない」と思っているのか、ここはよく計画の中で反映した方がいいなという感じを受けます。

それから、障害者の雇用問題がありますが、障害のある方の立場からすれば、事業主や職場の仲間の理解というのが55.2%で、障害のある方に配慮した職場の施設整備が整っていることが54.7%占めているわけですが、実は今、埼玉中小企業家同友会という経営者団体の障害者雇用問題部会に参加させてもらっているのですが、非常に経営者の方も悩んでいます。要するに経営者の人は理解して雇用しますが、社員はそれが非常に大きな負担になってくるということです。仕事が進められないといういろいろなことがあるそうです。これだけ一般就労や移行支援などと言われているのだから、障害者の特性などの理解を進められるような施策なりがもっと重要になってくるということです。例えば経営者団体で全国的に障害者問題、雇用促進を検討しているのは、中小企業家同友会ぐらいだと思うので、そのような理解があるところとのマッチングというのが非常に大事になる感じがしております。

### ○委員長

ありがとうございました。今、委員からは、グループホームの体制が脆弱なのではないかということと、それから災害時の対応。これがアンケートの結果を見ると、対応できていないところが4件に1件ぐらいだということでした。あとは、こちらは先ほどのご意見と重複するところでもあるのですが、障害のある方たちの雇用の問題について、それぞれの障害特性の啓発がもう少し政策的に必要なのではないかというご意見をいただきました。貴重なご意見をいただきましたので、いただいたご意見をどこかで反映できるようにしていきたいと思います。

### ○委員

重点的な取り組みの中で福祉施設から一般就労への移行ということで、下段のところに平成17年10月は7人とあります。こちらは授産施設から一般就労した人数ということになります。それで確認なのですが、25年度末に30人で、26年度目標値が35人ということですが、こちらは平成17年の10月に就労した7人の方を包含した形になっているのでしょうか。いずれにしても、川口市の人口的な規模、あるいはどれぐらいいるか分からないのですが、それにしてもこの26年度目標値が35人ということです。現実には障害がなくても厳しい社会環境だと思うのですが。それでこの一般就労移行支援事業所から一般就労した方の追跡について、どのような状況になっているのかを教えてくださいたいと思います。一般就労ということですが、就労移行支援事業所で訓練とある一定の技術と、あるいは職に就くための訓練等を受けるという概要については存じておりますが、定着率もなかなか続かないで、またそこをやめてしまうということも多々聞くことがありますので、その中身を教えてくださいたいと思います。

それから、このアンケートの中で、私は障害の当事者ということで視力の方ですが、私は暗い状況に子どもの頃から弱いです。光があると動くことができますが。そして現実にはこのあたりは、このところあちこちにある災害に遭うこともない状況で過ごしていられますが、一旦あのようなニュース等で見聞したような状況になったら、今私は避難所まで避難することができないと思います。

だから自分の女房とも話をしていますが、自分の女房は全盲で盲導犬を使っています。いざ火災などは単発的なことだと思うのですが、特に水害、あるいは地震による災害も含め、そうした時になかなか避難場所まで、今の情報の範囲では避難することはできないから、自分の家にいるよりしかたがないかなという悲観的な状況を覚悟するような形で生活をしています。しかしながら、情報が必要であるとともに、やはり自分でできること、できないことがあり、自分も含めて、社会では1人では生活できないという点があります。特に障害をもった者は自分が住んでいるところで、近所の方と連携しながら生活を余儀なくされている中において、もう少し自分の努力もあると思いますが、行政でそのあたりのPRを行うとともに、4期の計画にも絡んでくると思うのですが、そのあたりをもう少し身近なもの、あるいは即行動に移せるような方向にいけないものかなと思います。そのようなことで今でも災害が起こったら困るなということ非常に危惧しているのです。

### ○委員長

ありがとうございました。今、委員からは、就労のことに触れていただきました。数字でいろいろ挙がってきているが、その後というのはどうなっているのか。追跡が必要なのではないか。より詳細なデータ、その後のデータが必要なのではないかということと、それから、実際に当事者として災

害の対策というのをより具体的に想定した上で、いろいろと行政側に動いていただきたいというご意見をいただきました。

○委員

行政に動いてもらうというか、その障害によって自分でできることとできないことがあると思いますが、そのことを含めて協力の下に命がつながるような方向に持っていけたらいいなと思っております。

○委員長

ありがとうございます。

○事務局

就労支援関係で、就労支援事業所を使って卒業して就職した人の数なのですが、こちらは年度ごとに人数を出しています。ちなみに過去5年間の人数を把握していますのでお伝えすると、21年度で3名、22年度で11名、23年度で17名、24年度で25名、25年度が30名です。26年度は35名の目標なのですが、現時点で超えておりますので達成できると思います。毎年増えている背景としては、就労移行支援事業所の数がまず増えていることが挙げられると思います。

それから定着支援についてなのですが、こちらは就労移行支援事業所の中でも課題に挙がっておりまして、卒業した後の6カ月間は定着支援をしなければいけないことになっております。その中で退職者は、今年は0ですが、半年たった後、退職している人は実際にはおります。定着率、定着支援のあり方については、就労移行支援事業所の中でも今後の課題となっております。

あとは就職する場所について、どんなところに行っているかという点、就労移行支援事業所を利用して就職先を探す際には、ほとんどの方がハローワークの障害者雇用枠の方で就職を希望されている方が多いです。今、ハローワークの募集情報も増えてきておりますので、手帳を持っている方というところでは、ハローワークを通すことが多くなっています。ちなみに最近立て続けに募集が入っているのが、企業でいうとSAPというパチンコやゲームセンターをやっているところ、あとはワタミなどがありまして、それはハローワークからの情報です。

○委員長

ありがとうございました。ほかに何かありますでしょうか。

○委員

今うちの法人では、職員の質の向上に非常に力を入れています。特に障害関係の方になると、一人ひとりのヘルパーではなく、支援員の職人技としての相手に対する見極め方を、こちらではナースと同等ぐらいに扱っております。特に光福は知的の方なのですが、その職員が入所者の見極め方一つで、入所者が変わります。それでうちでは職人みたいに扱っているのですが、その人たちの地位向上を目指さないと、よい職員が集まらないというのが現状です。特に新卒の若い人たちを集めるには、やはり彼らが10年たっても同じ地位にいるようでは、彼らも希望がなくなりますので、職員の教育、給与面について、その職員が先々夢を持てるような施設でないといけません、よい介護、よい支援をするためには、やはり職員次第です。



特に人数が多いですので、今40人ぐらいある施設だけでいます。その中でどのようにしたら、その人たちが明日を見て希望が持てる職場であるかというのは、われわれ企業側、法人側の仕事だと思います。今、特にそちらに力を入れまして、入所希望者の場合ですが、特に虐待という言葉が聞かれると最優先で支援します。なぜかという、家庭内虐待が多いのです。特にご夫婦が離婚されて、違うお父さん、違うお母さんという場合が非常に多いので、そのような方に対しても支援員がそれを理解した上で支援をしないと非常に難しいです。だからわれわれ法人側も、職員のための努力は最善を尽くさないといけないかなと思っていますところでは。

#### ○委員長

ありがとうございました。本当に福祉業界の中で古くて新しい問題と言いますか、懸案事項になっている職員の地位の向上の問題について触れていただきました。ありがとうございました。そういったことも重点項目の中に、どこかに反映できればいいなと思うのですが、ぜひ事務局の方で練っていただけるようよろしくお願いいたします。

#### ○委員

基本的課題の発達障害のところで、相談支援の立場でいうと、早期治療の後に早期療育という概念を入れておいてもらいたいです。やはり発達障害に関わると、医療にも関わりますが、もう少しこの親子は小さいうちから対応していれば良かったかなという人といっぱい会うので、やはり療育という概念をここに1本入れておいていただけるといいかなと思いました。

#### ○委員

児童施設を利用されている障害の方も相当いらっしやって、川口市内ではないのですが、年齢が上がると施設から出なければいけないということです。児童福祉の方では年齢が来たらかなり強力に出すのだということで地域移行を進めているのですが、その受け皿もこれから非常に待たなしで出てくる形なので、大体数は把握できるでしょうから、そのようなものも念頭に置いた目標数値の設定というのが必要だと思っています。なかなか川口市内だけ見ると見えないので、その辺の数値がこれから一つ考える必要があるか思います。

関連して、そのような若い方たちに必要な社会生活に入っていく時の訓練、生活訓練、そういった機能を持った場がやはり必要だろうということを感じています。課題の中にはどこかに当てはまるとは思いますが、少し考慮していただければと思います。

#### ○委員長

ありがとうございました。

#### ○委員

25年度から29年度の計画の、三つの基本目標について、「全ての人々にとってバリアのない社会づくり」は非常に漠然として、精神面であったり構造であったりして果たしてこのバリアのない世界が人間にとって幸せか不幸せかも含めて、この計画の中ではどんな範疇と範囲を想定した目標に掲げているのか、また、現在と対比して想定されているのか、そのあたりお聞きしたいと思います。

### ○事務局

全ての人々にとってバリアのない社会づくりというのは、当然のことながらこちらはハードのみならずソフト面、この障壁も一つの目標として挙げさせていただいております。ここでは三つの基本目標ということで、そんなに多くは書けないものですから三つに絞らせていただいております。その中でこちらは2番の共生できる地域づくりとリンクしてくるわけですが、市として、ハード面においてもソフト面においても、バリアがなく、同じ人間なのだという、基本的にはそのようなことを掲げさせていただいております。

### ○委員

アンケートの中で、私も団体として回答したわけですが、非常にきめ細かいということは分かるのですが、例えば2番、3番、4番と表現が違ってても似たような内容で、そうすると数で三つだ五つだということになった時に、非常に苦慮したところがあります。先ほどアンケートの設定に関しては、非常にきめ細かく設定されたのだということですが、恐らく私だけではなくて、どれに丸を付けようかなということで苦労された方もいらっしゃると思います。そのあたりの反省を今更してもし仕方がないと思うのですが、次期計画のアンケートに反映させるということを提案したいと思います。

### ○委員長

ありがとうございます。次回の第5期でアンケートをまた採るようになると思いますので、その時に内容を精査し、より答えやすいアンケートになるようにしていきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、本日は、かなり突っ込んだ貴重なご意見を委員の皆様からいただきましたので、こちらは全体をまとめて事務局と相談した上で、計画の素案に盛り込んでいきたいと考えております。次回の、策定委員会でその内容をお示しできればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

---

### 3 その他

---

○委員長

続いて第3のその他について、事務局から何かありましたらお願いいたします。

○事務局

次回の策定委員会の予定ですが、平成26年12月2日(火)、午後2時からを予定しております。会場は同じく、第2庁舎地下の会議室で行います。詳細につきましてはまた後日改めてご連絡を差し上げますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。それでは、これもちまして全ての議事が終了いたしました。委員の皆様のご協力で議事をスムーズに進めることができました。それでは、進行を事務局に戻します。

○事務局

お疲れさまでした。それでは、最後に木下委員長からごあいさつをお願いします。

---

### 4 閉会

---

○委員長

本日は遅れて申し訳ございませんでした。いよいよ、先ほども申し上げたのですが、あと2回の委員会でこの計画を作り上げていかなければいけない佳境に入ってきました。皆様から、かなり具体的なお意見をいただいていますので、それを内容に反映して良い計画を策定していければと考えております。あと2回となってしまいましたが、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○事務局

以上もちまして第3回策定委員会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりお疲れさまでした。ありがとうございました。